

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
5月23日
(火曜日)

目次

○公告

- 一 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課)……………
- 一 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………
- 二 肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)……………
- 二 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………
- 三 公共測量の実施(監理課)……………
- 三 公共測量の実施の終了(監理課)……………



(二五八) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年五月二十三日から同年九月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ドン・キホーテ宇部店
- 所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 東宝株式会社

住所 東京都千代田区有楽町一丁目二番二号

代表者の氏名 島谷 能成

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、六九二平方メートル	二、八三八平方メートル

四 届出年月日

平成二十九年五月十一日

五 変更年月日

平成三十年一月十二日

(二五九) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十九年一月六日山口県公告(三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クロスモール下関長府

所在地 下関市長府才川一丁目四二

二 意見の概要

特に配慮を求めらるる事項はない。

(二六〇) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十九年一月十日山口県公告(七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店

所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一六一) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十九年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者
山口県生 第五五三号	平成二八、一二、二八	混合有機質肥料	B特号S	窒素全量 りん酸全量 五・〇	り 五・〇 り 公定規格のとお	氏 又 は 名 称 住 所 神協産業株式会社 熊毛郡田布施町大字 波野九六二の一
山口県生 第五六〇号	平成二九、一、二三	魚かす粉末	魚粉	窒素全量 りん酸全量 五・〇	〇 〇 〇 該 当 な し	山陽ハイミール株 式会社 下関市筋川町二〇番 一五号

(一六二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営吉永地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十七年五月十一日

一 事業の名称

県営鷹子地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十九年三月十七日

一 事業の名称

県営神田地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

平成二十九年三月二十八日

(一六三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

下松市

三 作業の期間

平成二十九年四月二十七日から同年十一月三十日まで

(一六四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

平成二十八年九月三十日から平成二十九年三月三十一日まで

平成二十九年五月二十三日印刷

発行人所

山口県知事